

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案 参照条文

目次

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）	1
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（抄）	2
○原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第四百八号）（抄）	4
○原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）（抄）	4

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第五十六条の三（略）

2 使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（保安規定）

第五十七条 使用者は、政令で定める核燃料物質を使用する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、使用開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2（略）

（受託貯蔵者）

第六十条 原子力事業者等（外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者及び廃棄事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）を除く。）から核燃料物質の貯蔵（使用済燃料の貯蔵を除く。）を委託された者（以下「受託貯蔵者」という。）は、当該核燃料物質を貯蔵する場合においては、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置（当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置）を講じなければならない。

2（略）

（報告徴収）

第六十七条（略）

2（略）

5 原子力規制委員会は、第一項の規定による報告の徴収のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して報告又は説明を行うために必要な限度において、国際規制物資を使用している者その他の者に対し、国際原子力機関からの要請に係る事項その他の政令で定める事項に關し報告をさせることができる。

（立入検査等）

第六十八条（略）

2（略）

9 国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による立入検査のほか、原子力規制委員会の指定するその職員（政令で定める場合にあつては、原子力規制委員会の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員。第十四項において同じ。）の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内において、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所であつて国際原子力機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

10 13 (略)

14 国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による封印又は装置の取付けのほか、原子力規制委員会の指定するその職員の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内で、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所その他の場所内において、国際規制物資その他の物の移動を監視するために必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。

15 (略)

(国家公安委員会等との関係)

第七十二条 (略)

2 国家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があるときは、政令で定めるところにより、第十一条の二第一項、第十二条の二第三項若しくは第五項（これらの規定を第二十二条の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の二第二項、第五十条の三第二項、第五十一条の二第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の三第一項、第二十一条の二第二項、第二十二条の七第一項、第三十五条第二項、第四十三条の三第一項、第四十三条の三の二第二項、第四十三条の三の二十八第一項、第四十三条の十八第二項、第四十三条の二十六第一項、第四十八条第二項、第五十条の四第一項、第五十一条の十六第四項、第五十一条の二十四第一項、第五十六条の三第二項、第五十七条の三第一項、第六十条第一項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）、又は第六十四条の三第五項（特定核燃料物質の防護のための措置に係る部分に限る。）の規定の運用に関し、原子力規制委員会に意見を述べることができる。

3 5 (略)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（抄）

(施設検査等を要する核燃料物質)

第四十一条 法第五十五条の二第一項及び第五十六条の三第一項に規定する政令で定める核燃料物質は、次のいずれかに該当する核燃料物質とする。

一 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が一グラム以上のもの。ただし、密封されたものにあつては、プルトニウムの量が四百五十グラム未満のものを除く。

二 三・セテラベクレル以上の使用済燃料

三 ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラム以上のもの
 四 前号に掲げるもののほか、次の表の上欄に掲げるウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が同表の下欄に掲げる量以上のもの。ただし、同表の上欄に掲げるウランのいずれもがある場合には、それぞれのウラン二三五の量の同表の下欄に掲げる量に対する割合の和が一以上であるものを含む。

一 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の五に達しないウラン	千二百グラム
二 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の五以上のウラン	七百グラム

五 前二号に掲げるもののほか、六ふつ化ウランであつて、ウランの量が一トン以上のもの
 六 前三号に掲げるもののほか、ウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウランの量が三トン以上のもの
 (液体状のものに限る。)

(核燃料物質の使用に係る防護措置が必要な場合)

第四十二条 法第五十七条第二項に規定する政令で定める場合は、使用施設等(使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。以下同じ。)において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

(受託貯蔵に係る防護措置が必要な特定核燃料物質)

第五十三条 法第六十条第二項に規定する政令で定める特定核燃料物質は、防護対象特定核燃料物質とする。

(報告)

第五十九条 法第六十七条第四項の規定により原子力規制委員会が国際規制物資を使用している者(国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者及び国際規制物資を廃棄している廃棄事業者を含む。)その他の者に対し報告をさせることができる事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 国際原子力機関からの要請に係る事項
- 二 追加議定書第四条dに規定する疑義又は問題に係る事項
- 三 ウラン鉱山(ウラン鉱の採鉱、採鉱又は選鉱を行う事業場をいう。以下この号において同じ。)の所在地並びに当該ウラン鉱山におけるウラン鉱の採鉱、採鉱又は選鉱の実施の状況並びにウラン鉱の年間の生産数量及び生産能力

(外務省職員の立会いを要する立入検査等)

第六十一条 法第六十八条第八項の政令で定める場合は、国際原子力機関の指定する者が同項の規定による立入検査であつて次に掲げるものを行う場合(当該立入検査の際に同条第十三項の規定による封印又は装置の取付けをする場合を含む。)とする。

- 一 追加議定書第四条a(i)に規定するアクセスとして行われるもの(同条b(ii)の規定による通告があつた日に行われるものを除く。)
- 二 追加議定書第四条a(ii)に規定するアクセスとして行われるもの

三 追加議定書第四条 a (iii)に規定するアクセスとして行われるもの（当該立入検査が行われたことがある場所に対するものに限る。）

（国家公安委員会等との関係）

第六十三条 （略）

2 法第七十二条第二項の規定により意見を述べることが出来る者は、次の表の上欄に掲げる意見の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

一～六 （略）	（略）
七 その貯蔵に用いる施設が原子力規制委員会が告示で定める施設に該当する受託貯蔵者についての法第六十条第二項の規定の運用に関する意見	国家公安委員会及び海上保安庁長官
八 受託貯蔵者であつて前号に規定するもの以外のものについての法第六十条第二項の規定の運用に関する意見	国家公安委員会

○原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第四百八号）（抄）

（補償損失）

第三条 政府が前条の契約（以下「補償契約」という。）により補償する損失は、次の各号に掲げる原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失（以下「補償損失」という。）とする。

- 一 （略）
- 二 正常運転（政令で定める状態において行なわれる原子炉の運転等をいう。）によつて生じた原子力損害
- 三～五 （略）

○原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）（抄）

（補償損失）

第一条 原子力損害賠償補償契約に関する法律（以下「法」という。）第三条第二号に規定する政令で定める状態とは、次の各号に掲げる要件を備える状態をいう。

- 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第二十一条の二、第二十二条第四項、第二十二條の六第二項において準用する第十二條の二第四項、第三十五條、第三十七條第四項、第四十三條の二第二項において準用する第十二條の二第四項、第四十三條の三の二十二、第四十三條の三の二十四第四項、第四十三條の三の二十七第二項において準用する第十二條の二第四項、第四十

三条の十八、第四十三條の二十四項、第四十三條の二十五第二項において準用する第十二條の二第四項、第四十八條、第五十條第四項、第五十條の三第二項において準用する第十二條の二第四項、第五十一條の十六、第五十一條の十八第四項、第五十一條の二十三第二項において準用する第十二條の二第四項、第五十六條の三第四項、第五十七條第一項若しくは第二項、第五十七條の二第二項において準用する第十二條の二第四項、第五十七條の四、第五十七條の五、第五十八條第一項、第五十九條第一項又は第六十條第一項若しくは第二項の規定の違反で原子力損害の發生の原因となるものがないこと。

二 原子炉の運転等の用に供する施設の損傷で原子力損害の發生の原因となるものがないこと。

三 天災地変又は第三者の行為で原子力損害の發生の原因となるものがないこと。